

日 時 平成 28 年 3 月 22 日 (火)
場 所 県庁 20 階 土木部会議室

平成 27 年度茨城県入札監視委員会第 3 回定例会議
議 事 録

(挨拶，資料確認等は省略。)

○ 委員

それでは，最初の事案ですが，××工事ということで，××課さんから，ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の資料のNo.1，××で発注しました××工事につきまして説明させていただきます。

まず，1ページの審議事案説明書をごらん願ひます。

入札方式は，一般競争入札です。

工事名は，××工事です。

工事場所は，××です。

工事の位置につきましては，13ページをごらん願ひます。

位置図の中央付近に赤い丸で表示してありますが，この赤い丸の××が工事箇所となっております。

次の14ページをごらん願ひます。

工事の平面図でございます。

××において，数十年から百数十年に発生する比較的頻度の高い津波に対する堤防整備などの目安となる，目指すべき堤防高を踏まえ，緊急性の高い箇所を重点整備箇所として，津波防災対策を実施しております。

当該箇所につきましては，××や住宅，××，農地等の保全対象が近接していることから，重点整備箇所として位置づけ，平成25年度から27年度の3カ年で，延長××メートルの防潮護岸の嵩上げや改修工事を実施する計画となっております。

なお，平面図に赤く着色された部分が今回の工事箇所でございます。

次の15ページをごらん願ひます。

左側の写真が施工前，右側の写真が施工後でございます。

既存の防潮護岸の天端の高さが××となっていたものを，××に防潮護岸を改修するとともに，消波ブロックを設置いたしました。

1ページにお戻り願ひます。

工事の概要ですが，防潮護岸工の改修を延長80メートル，消波根固工として消波ブロックを延長70メートル，個数で493個設置するものでございます。

次に，入札参加資格でございます。

1点目が，予定価格が3,000万円以上2億円未満であることから，土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目が，過去10年以内（平成16年4月1日から平成26年3月31日の期間）に，茨城県内において，国または地方公共団体が発注した同種工事または類似工事として，海岸

における堤防工，防波堤工，突堤工，ヘッドランド工，離岸堤工，消波根固工を元請として施工した実績があること。

3点目が，現場への技術者の配置につきまして，次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。

1つとして，1級土木施工管理技士の資格を有するなど，土木一式工事について，主任または監理技術者になり得る者であること。

次に，過去10年以内に，茨城県内において，国または地方公共団体が発注した同種工事または類似工事を，元請の主任技術者または現場代理人として施工した経験を有する者であること。

4点目が，地域要件といたしまして，××管内，××，××，××，××，××に主たる営業所があることとしております。

次に，入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが，海岸の最前線で防潮護岸等の整備を行うものでして，施工に当たっては，波浪等の厳しい環境条件の中で，高度な技術を要することから，業者及び技術者に同種・類似工事を施工した経験を有することを条件といたしました。

また，当該工事を管轄する××管内のみでは，応札可能者が21者しかいないため，施工箇所から50キロ圏内の，先ほどの××市町村を含めまして地域要件を設定させていただきまして，32者としております。

入札参加資格確認申請者数ですが，4者となっております。

入札参加資格確認結果としましては，申請と同数の4者が資格ありとなっております。

契約金額につきましては，1億9,418万4,000円となっております。

入札参加資格がないとされた理由は，該当はありません。

入札の経緯及び結果につきましては，入札参加者は4者となっております。

落札者は，××に本社があります××でございます。

予定価格は，税抜きで1億8,505万円，調査基準価格は1億6,369万円，入札金額は1億7,980万円です。落札率は97.2%となっております。

11 ページをごらん願います。

変更契約の内容についてご説明いたします。

まず1点目が，防潮護岸の施工に当たり掘削したところ，地下水が発生したため，水中ポンプを2カ所に設置することとしました。

2点目ですが，土砂の掘削機械など，工事を行うための足場を確保するため，事前に土留矢板を打ち込むこととしておりますが，当初，振動と荷重を加えながら地中に打ち込むバイブロハンマー方式としておりましたが，施工したところ，土質がかたく，打ち込めないことから，振動と荷重に併用して，高圧水を噴射しながら地中に打ち込むウォータージェット併用バイブロハンマーによる施工に変更いたしました。

3点目ですが，工事の進入路を確保するため，土留矢板の打ち込み位置を変更したことに伴い，土留矢板の延長及び掘削土量が増加となりました。

当該変更による変更請負額は，税込みで572万4,000円でございます。

添付資料といたしまして，2ページが入札の書取書でございます。

- 3 ページが工事起工概要書でございます。
 - 4 ページが積算内訳書でございます。
 - 5 ページから 9 ページが入札公告でございます。
 - 10 ページが契約内容の公表でございます。
 - 11 ページが、先ほどご説明いたしました変更契約内容の公表でございます。
 - 12 ページが工事成績評定結果表で、評定点は 76.5 点となっております。
 - 13 ページ以降は、先ほど説明しました位置図と平面図、状況写真でございます。
- 以上で、私からの説明を終わりにさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 委員

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、委員の先生方、お願いいたします。

○ 委員

14 ページの平面図で、赤の部分が今回の工事の区間ですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

どっちから工事がだんだん進行してきて、全体の計画の中で、今の段階はどの程度の段階ですか。

○ 説明者

赤いところは完了してございます。字が小さくて申しわけないのですが、その南側、平成 25 年度施工というところも既に完了してございます。

平成 26 年度、赤いところの北側、図面でいうと左側は工事発注済みでございます。南側、3 分の 2 の区間もまだ終わっていないのですが、こちらも全て発注済みということで、平成 27 年度工事で全て発注してございます。繰り越しという形で、年度をまたがせていただくことを申請しているところですが、平成 27 年度工事で全て発注ということで進めております。

○ 委員

わかりました。

この金額を見ますと、税込みで 1 億九千何がしかですね。この金額ですと、総合評価方式を考えてみる必要があるような金額なのですが、今回は総合評価方式になっていないですね。これは何か理由がございますか。

○ 説明者

私ども××は、××を実施しておりますが、工事発注件数が少ないことと、1 億円工事につきましては、数年に一度あるかどうかという量でございまして、総合評価方式も検討はしてございますが、今のところ、していないということでございます。

○ 委員

もう一つ、ルールは、こういった発注の機会が余りないと設定しづらいけれども、今回は、50 キロ圏内で 32 者という形をとっていますが、その辺もルールは特にないのですか。

○ 説明者

ルールの的には、私ども、××がございしますが、本庁で発注する場合、その××管内で確保できる場合にはそこにとどめますが、30 者を超えるまで、10 キロ単位でふやしていくというやり方をさせていただきます。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにございせんか。

○ 委員

知識がないので、お尋ねしたいのですが、15 ページの状況写真を見ますと、施工前が××で、施工後が××ということで、××ぐらしか嵩が上がっていないのですが、津波が来たときに、これで防災ができるのかどうかわからないので、どのような判断でこの工事が進められたのかというあたりを教えていただければありがたいのですが。

○ 説明者

先ほど申し上げました、茨城県内の海岸沿いのそれぞれの箇所です。堤防の高さを決める検討委員会がございまして、その中で、この地域については、××で大丈夫だという検討結果が出たものでございます。

これについては、当然、その地形とか、類似の場所によっても高さが若干違うのですが、この前面に消波ブロックを置いてございまして、それで波の強さを弱めるという効果があります。

そういうことで、ここについては、××で大丈夫だという結果を踏まえて、××嵩上げたものでございます。

○ 委員

そうすると、高さだけではなく、消波ブロックもあわせて考えた場合、効果はあるということですかね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにございせんか。

ちなみに、この工事に変更があるのですが、どんな工事でも変更はあるのですが、さっきのご説明ですと、地下水が発生したからというお話だったのですが、場所柄、事前にわからないものなんでしょうか。

○ 説明者

海岸工事の場合ですと、今回の震災等によっても地下水の状況が変わったり、5メートル掘った場合に、2メートルまでは出ないケースがありますし、仮に2メートル50に行くて出てしまうとか、いろいろあります。過去のデータですと、当時は出ていなかったものが、今回、出てきたということで、水があると工事を施工できないものですから、そうい

った地下水を排除するというので、今回、入れさせていただいております。

○ 委員

前は出なかったというのは、何年か前のデータをもって出なかったという意味ですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

今回の工事に際して、新たな調査はなさらなかったということですか。

○ 説明者

海岸ですと、地質調査はやっているのですが、水位観測まではやっていないものですか。

○ 委員

ちなみに、これはどの辺までの水位というか、地層というか、それを調べる対象の工事なのでしょうか。どのくらい行ったら地下水が出てしまったとかというのはわかりますか。

○ 説明者

海岸工事ですと、根入り関係もありますので、10メートルぐらいの土質調査を行います。その調査の中では、基礎地盤のかたさの確認等は行っているのですが、地下水といったものまでの計測は、今回はやっておりません。

○ 委員

今まで、10メートルまでは出なかった？

○ 説明者

いや、地下水の観測までは調査に入れていないものだから。

○ 委員

ああ、そういうことですか。そういう手法でされている工事だということですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにございますか。

では、ございませんでしたら、本案件の審議はこれまでといたします。

発注課の皆様には、本日の審議の結果を踏まえまして、今後の発注に生かしていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○ 委員

それでは、2番目の案件ですが、暗渠排水工事について、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしく願いいたします。

番号2番、暗渠排水工事をごらん願いたいと思います。

まず、冒頭、地区の概要を説明させていただきます。

14 ページに位置図がありますので、14 ページをご覧ください。

本地区は、黒枠で囲まれました××ヘクタールの基盤整備を行うもので、××の北部に位置します××川の右岸に広がる水田地帯でございます。

本地区は、昭和40年代に圃場整備事業を実施しまして、その後、水田営農を展開している地域なのですが、整備が昭和40年代ということで、かなり年数がたっているということから、施設の老朽化等の対策をやってほしいという地元からの要望を受けまして、平成22年度から、国の補助事業であります経営体育成基盤整備事業を県営事業として実施しております。

主な内容としましては、老朽化した用水路の更新、土水路であります排水路の護岸、農道の拡幅、圃場の排水改良対策としまして暗渠排水、耕作道を確保するための客土という4つの事業を行っております。

用排水整備としまして××ヘクタール、農道整備として約××メートル、暗渠排水が××ヘクタール、客土が××ヘクタール、それとあわせて、本事業によりまして、担い手に農地集積をする取り組みも行っております。

今回の審議事案は、暗渠排水計画は全体で××ヘクタールなのですが、そのうちの暗渠排水6.7ヘクタール分を工事として発注したものであるということで、それが全体事業に係る、今回ご説明する内容のものでございます。

では、戻ってまいりまして、1ページをお願いいたします。

まず、入札方式ですが、一般競争入札となっております。

次に、工事名ですが、××暗渠排水工事です。

工事種別は、土木一式工事となります。

工事場所は、××地先です。

工事概要ですが、本件の工事は暗渠排水工事で、全体の面積は6.7ヘクタールとなります。

順不同なのですが、16ページの工事写真をお願いいたします。

16ページをごらんいただきますと、暗渠排水工事の現場の写真でございます。

耕作土、作土層に停滞し、もしくは表層、上の部分に湛水する排水を速やかに排除するために、圃場の地下に排水管を埋設します。排水管を埋設することによって、排水の悪い土壌を改善します。

その効果といいますのは、作業機械、農業機械で耕作や収穫などをしますが、そのときの作業効率を高めるための十分な地耐力を得たり、用排水を適切に管理しまして、収量や品質を高めることを目的として施工しております。

また1ページの審議事案説明書に戻っていただきます。

入札参加資格ですが、4項目ほど条件を付しております。

まず1点目が、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がB等級であること。

2点目が、平成16年4月1日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、地方公共団体、独立行政法人、県の外郭団体が発注した土木一式工事を元請として施工し、竣工した実績があること。

3点目が、配置予定の技術者が1級または2級土木施工管理技士もしくは1級または2級建設機械施工技士の資格を有するなど、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任または監理技術者になり得る者であること。

4点目が、××管内に主たる営業所（本店）があることとしています。

入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、格付等級は、予定価格が1,069万2,000円であることから、茨城県建設工事入札参加資格（格付）基準に基づき、B等級に設定しております。

工事实績につきましては、本工事の実施に当たり、地元調整が必要であります。工事そのものは特に難しいものではないため、特別の施工実績は求めておりません。

地域要件につきましては、一般競争入札実施要領に定められました。県内を7つのブロックに分ける考え方より設定しております。応札可能業者数は131者です。

入札参加資格確認申請者数は4者となっております。入札参加資格確認の結果、4者とも資格ありとなっております。

契約金額は、1,015万2,000円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、2ページの入札書取書のとおりでございます。入札参加者は4者で、落札者は、××です。

予定価格は、税抜きで990万円、最低制限価格は859万円、入札金額は940万円でありまして、落札率は94.9%となっております。

また、本工事は契約変更を行っております。

12ページをごらん願います。

12ページの変更契約内容の公表に記載しておりますとおり、契約金額は、183万6,000円の増。

変更理由としましては、現地精査の結果とありますが、具体的には、次年度以降実施する予定の区域の中で、特に排水の悪い圃場に暗渠排水工事を追加しました。

最後に、13ページの工事成績評定結果をごらん願います。

評定点は73.9点となっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○ 委員

1ページ目の工事概要のところに暗渠排水工とあって、吸水渠、集水渠、水こうとあるのですが、これを説明していただけますか。

○ 説明者

15 ページに断面図がございまして、10 メートルに1カ所ずつ、排水管を水田に埋設します。

○ 委員

10 メートル置きに？

○ 説明者

はい。それが標準なのです。透水係数をはかるのですが、透水係数の度合いによって間隔を7.5メートルにするとか、10メートルにするとか、15メートルにする。例えば、その圃場の長辺が100メートルとしますと、その圃場の上流部から下流部に排水管を埋設します。それを吸水管と言っています。例えば、30アールの区画があるとしますと、10メートル間隔ですと、100メートル掛ける30メートルということで、10メートル間隔ですと吸水渠が3つできまして、それを集める管を集水渠と言っています。最後に、排水を集めた水ここの部分で排水路に流します。これを水こうと言っております。

○ 委員

吸水渠は穴かなんかがあいているのですか。どういう仕組みで圃場の水がその中に来るのがよくわからないのです。

○ 説明者

16 ページに写真がございまして、ここの現場の現地調査の結果、素焼き土管を使っています。75センチの素焼き土管をソケットにつないで、そのつなぎ目の部分から水が入るような形になります。

こちらの写真を見ていただきますと、暗渠排水が田面から70センチぐらいに入っているのですが、その手前に、この現場ではもみ殻を使っています。耕作土が20センチぐらいの水田がありまして、その下にもみ殻を入れまして、もみ殻は50センチぐらい。70センチぐらいのところに素焼き土管。もみ殻で水が流れやすくして、陶管のつなぎ目のところに水が入るようにして、それを集めて、集水渠のところから、水こうで排水路に水を持っていくという形です。

○ 委員

吸水するときに、泥などで詰まってしまうということはないのですか。

○ 説明者

今まで県内で何十年も使っていますが、特に素焼き土管は目詰まりも余りなく、それがいいという話は地元でも聞いています。

○ 委員

もう一点、この工事の目的ですが、排水をしないと、水が排水されないからドロドロになって、機械を入れることができないので、作業効率が落ちてしまう。排水すれば、機械を入れられるぐらいのかたさになるということが1つと、そのように適切にやると収穫量などが上がる。その2点ということですか。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

先ほど、変更の理由は、現地精査の結果ということだったのですが、もう一回、ご説明
いただいでよろしいですか。

○ 説明者

当初、6.7ヘクタールの暗渠排水工事ということで、一千六十何がしのお金で発注しま
した。冒頭、説明しましたが、全体計画では××ヘクタールあります。平成26年度分とし
まして、そのうちの6.7ヘクタールを施工ということで、当然、何十ヘクタールか残って
います。それを、予算の範囲内で、年度、年度、進めているのですが、緊急度合いによっ
て、排水の悪いところから順にやっています。今回、最初、6.7ヘクタールをやったの
ですが、そのほかにも、緊急性のあるところが何ヘクタールかありますので、そちらの部
分を追加してやらせてもらったということです。

○ 委員

それは、変更という形での対処ではなくて、別工事として、また発注するという方法が
とれないほど緊急だったということですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

その緊急性というのは、どういうところからはかるのですか。

○ 説明者

全体で××ヘクタール、排水が悪いということで地元から要望されて、本当は単年度で
できればいいのですが、予算の関係もありますので、その中で、現場を見ながら、地元と
調整して、順位づけをしてやっている中で、今回、1ヘクタール程度の部分を追加して、
追加変更という形でやらせてもらったということです。

○ 委員

緊急性というのは、本当にすぐにやらないと、例えば収量が上がらないといった事由で
の緊急なのですか。それとも、単純に、皆さんの要望を上げていって、何年か前の要望だ
ったから、ぼちぼちやらなくてはいけないという意味での緊急性ですか。どちらですか。

○ 説明者

地元としては、毎年、我慢しながら営農しているのですが、その中で、例えば、雨が結
構降ったりすると、機械が現場になかなか入れないといった緊急性で、我々は、そういう
部分を……。

○ 委員

それが多様にあらわれた地域という解釈でいいのですか。

○ 説明者

そういうことですね。

○ 委員

今回の追加部分の費用を考えると、こういう形で、追加でやったほうが安く上がるのか、
その辺はどうなのですか。かえって高くつくのだったら、別工事でやったほうがいいかな
という気がするのですが、どうですか。それは要望のほうが大きいということですね。

○ 説明者

そうですね。あと、値段的にも基本的にそんなに変わらない。当然、大規模に予算がついて、大がかりで出せば、経費的には若干安くなるかと思いますが、今回は1,000万円ちょっとの工事なので、基本的にそんなに変わらないかと思います。

○ 委員

その辺はぜひ、いろいろな意味で無駄のないように。

○ 委員

これは、入札の経緯とはちょっと離れてしまって申しわけないのですが、先ほどの、もみ殻を入れて集水して、素焼きの土管のところで吸水していくという方式のほかに、何か検討された方式はございませんか。これまでの経緯でも構わないのですが。というのは、これは、どう考えても、自然災害で崩れていくのが目に見えてわかるような気がするのです。耐用年数的に考えると、こういうやり方をしていると、それこそ結構頻繁にやりかえなければいけなくなってしまうのではないかという危惧があるのです。そうではなくて、もうちょっと合理的な方法はなかったのかなという気がするのです。

○ 説明者

今回は素焼き土管を使っていますが、場所によって塩ビ性のものを使うといったことは当然あります。今回は、地盤が悪いといった要件がありまして、陶管を使っています。

○ 委員

ここはこれがベストだという判断ですね。

○ 説明者

はい。ちなみに、もみ殻は10年ぐらしかもたないのです。でも、もみ殻を10年ぐらい使うことによって土壤に亀裂が生じる。最終的には、それがもみ殻のかわりとして永続的に使えるという過去の経験といますか、実験データがあります。ただ、現場条件によりましては、一概にそうとは言えないのですが、もみ殻を10年ぐらいますと土壤の周辺に亀裂が生じて、それが永年、暗渠排水のかわりになるということです。

○ 委員

一応、そういうデータはあるのですね。

○ 説明者

あります。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ちなみに、これは131者、応札可能業者があるのですが、実際、4者しかないというのは何か理由があるのですか。

○ 説明者

いや、それはわかりません。ただ、個人的には、魅力のない工事だったと思うのです。

○ 委員

もうけが薄いみたいな感じで。

○ 説明者

基本的に、ブロックで、3,000万円未満のものは××管内。今回は一般土木工事なので、可能性としては、そういう数の会社がエントリーできる。ただ、結果的には4者しかなかった。ですから、個人的には、魅力がない工事なのかなと思うぐらいなのです。

○ 委員

137者あって、こういう工事に対しては、いつも4者程度という感じですか。

○ 説明者

実は、平成26年度、我々の工事は30件ちょっと出させてもらっているのですが、平均して4者か5者なのです。

○ 委員

それが固定されるとまずいですね。

○ 説明者

でも、それも結果なので。

○ 委員

いろいろな会社さんが入ってくるならいいですがね。だから、そこは少し認識したほうがいいかなと。

○ 委員

ほかにはないようでしたら、この案件はこれまでということにいたします。

本日の審議結果を踏まえまして、また今後に生かしていただきたいと思います。

ご苦労さまでした。

○ 委員

それでは、3番目の案件ですが、砂防関連施設維持修繕工事ということで、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

早速ですが、1ページをお開き願います。

初めに、入札方式につきましては、予定価格が1,000万円以下でございますので、指名競争入札で実施したものでございます。

次に、工事名は、××、砂防関連施設維持修繕工事でございます。

砂防関連施設維持修繕工事につきまして、少し補足的な説明をさせていただきます。

ただいまお配りさせていただきましたA3判の2枚の資料で説明させていただきます。

砂防関連施設と呼んでおりますのは、例えば、一昨年、広島で発生しました大規模な土砂災害で、多数の人命が失われましたが、こういった土石流を防ぐ施設を砂防施設と呼んでございます。

それから、2枚目ですが、人家の背後の崖、急傾斜地と呼んでございますが、この崖崩れを防ぐ施設などの総称として、砂防関連施設という名称を使っています。

そのほかに、私ども事務所の管内にはないのですが、例えば、地すべりなどを防ぐ施設も一種の砂防関連施設と呼んでございます。

1枚目の砂防事業でございますが、一番上に写真がございますように、山や谷の土砂や岩石が、梅雨や台風などで一気に下流へ押し流されるものを土石流と呼んでございます。一瞬のうちに人家や畑などが流されるということで、発生しますと非常に危険な状態になります。

左側の中段から下に、どのような施設をつくっているのかということで書いてございますが、画が描いてありますように、ダム状の砂防堰堤や、流れのところを強固にするような床固め工、そのほか、護岸工等がございます。

右側に、実際に施工したところの写真がございますが、今回の工事の対象にもなっております砂防堰堤と、右側の写真の中段の右側、××というところは、私どもの事務所で事業を実施しているところでございます。

それから、もう一つでございますが、2枚目をおめくりいただきまして、急傾斜地崩壊対策事業ということでございます。

これは先ほどの写真と何が違うのだというところはございますが、人家が点在しているのが見えますが、この人家の裏の崖のところを守るような事業でございますが、左側の中段のところに画を描いてございますが、こういった崖の定義がございまして、これ以上急な崖につきまして、崖崩れの対策をやるということでございます。

主なものとしては、法枠というか、コンクリートを格子状に合わせたり、擁壁工等をするものでございまして、右側にその事例を掲げてございます。

中段右側、法枠工ということで、××は、現在、私どもで施工しているところでございます。

こういったものの維持修繕工事、あるいは、大雨が降ったときなどにパトロールするという工事が今回の対象工事でございます。

1ページに戻っていただきまして、上から3段目でございますが、工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、砂防指定地、××地先でございます。

この工事につきましては、対象箇所は全部で15カ所ございますが、代表的な地区として、この工事場所を掲げてございます。

工事の対象地区につきましては、資料の10ページをお開き願います。

私ども××の関連では、砂防関連施設は35カ所ございますが、このうち、施設が完成して、まだ日が余りたっていない地区としまして、××地区の1カ所と、平成26年時点で事業中の、先ほど写真でご説明しました××地区ほか4カ所、これら合計6カ所につきましては、震度4以上の地震が発生した際にパトロールを実施する箇所として、この工事の対象としてございます。

以上、説明したのが赤丸のところでございます。

それから、東日本大震災で被災を受けて、監視が必要とされる地区が大丸の地区でございますが、この地区につきましては9カ所ございまして、大雨警報発令時と震度5以上の地震が発生した際にパトロールを実施する箇所ということで、合計15カ所を工事の対象と

してございます。

また1ページにお戻りいただきまして、工事の概要でございます。

砂防関連維持修繕1式ということで、パトロールですが、砂防巡視が10回、応急作業12日、砂防指定地の××の転落防止柵設置工20メートルでございます。

先ほどご説明いたしました15カ所の砂防指定地、それから、急傾斜地崩壊危険区域等におきまして、大雨警報時や地震時のパトロール、あるいは、被災部分における応急対応などの維持修繕工事を実施するものでございます。

この工事の状況でございますが、またおめくりいただきまして、12ページをお開き願います。

12ページにつきましては、砂防巡視、パトロールの状況を掲載してございます。

平成26年の10月に、台風18号の影響によりまして大雨警報が発令しましたことから、翌日に行った砂防指定地のパトロール状況でございます。実際の現場の状況等を写真等で報告してもらうということになってございます。

続きまして、13ページでございます。

13ページにつきましては、台風の接近に伴う水防活動の準備作業といたしまして、土のうを作成した状況でございます。現場で袋に土を中詰めしまして、一番下の写真にありますように、いつでも水防活動に使えるようにということで、事前に土のうを作成する作業でございます。

続きまして、14ページでございます。

14ページにつきましては、急傾斜地崩壊危険区域、××地区の補修状況でございます。

左側に法枠工を施してございますが、工事をここで一旦切っております関係で、写真の中央部の青いところは、木を切った後、仮にブルーシートで押さえておったのですが、これがはがれてしまっておることから、緊急的にシートを張りかえた作業の状況でございます。こういった作業を、この工事の中でやっていただいております。

1ページにお戻り願います。

中段の指名業者数でございますが、12者としております。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。

この工事は、ゲリラ豪雨等の異常気象や地震による土砂崩れ等の自然災害に対し、応急処置等を含む砂防関連施設維持管理工事であり、迅速かつ適切な施工が求められますことから、実施に当たりましては、豊富な工事実績、経験、高度な技術力、組織的な機動力が不可欠でございます。

このため、××内の××、××、××及び隣接する××の一般土木Aランクの14者のうち、××を対象とした同じような工事を請け負っている1者、それから、××工事と呼んでおりますが、道路のほうの同じような工事がございまして、これを請け負っている1者を除く12者を選定してございます。

次に、契約金額でございますが、税込みで379万800円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者が11者、落札者は××、予定価格は税抜きで370万円、最低制限価格は316万円、入札金額は税抜きで351万円、落札率は94.8%でございました。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

1 ページの真ん中の指名業者選定云々というところの2行目に、応急処置等を含むということがあるのですが、これがブルーシートのことということでよろしいですか。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

ブルーシートをかぶせること自体も、入札をしなければできないということですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

入札をするとすると、ある程度時間がかかってしまうと思うのですが、簡単には対応できないようなものということなのですね。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

そうしますと、応急処置ですので、また改めて本格的な工事をしなければいけないということで、契約をしなければいけないということなのですね。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

ほかにございませんか。

○ 委員

応急処置や巡回の作業があると思うのですが、これによって、当然、追加が発生するような気がするのです。本当に応急処置が必要なものが過大にあった場合には、どのように対応されるのですか。

○ 説明者

まず、例えば、こういうブルーシートを交換するとか簡易なものであれば、それはこの工事の中で追加的にやりますが、大規模な災害、例えば、崖崩れが起きたときなどについては、別途、工事を緊急的に出すとか、あるいは、手続的には、国へ報告して、国から補助をもらって、災害復旧工事をやらなくてはならないといったこともあり得ますので、そういうときには別途という話になっていきます。

○ 委員

砂防巡視と応急作業は10回と12日ですが、先ほど説明された区域でいくと、どの範囲ぐらいまでがこの作業対象区域になるのですか。もしかして、かなり広範囲にわたりますか。

○ 説明者

まず、1番目の砂防巡視につきましては、先ほど申し上げましたように、施設を決めてございますが、10ページにプロットしてあるところをその都度、一通り全部回っていただくということになります。

2番目の応急作業については、先ほどの土のうを準備するといったこともありますが、これを延べ12日間やっていただくということで、プロットしてある対象施設のうち、全部ということではなくて、応急対応が必要な箇所が発見された場合にっております。

○ 委員

これは結構広範囲ですね。

○ 説明者

そうですね。私どもの事務所の管内は広うございますが、そのようなこともありまして、先ほど、指名業者の選定理由のところでも述べさせていただきましたが、ある程度機動力が発揮できるような、例えば、会社に、作業に充当できる人数がいる、あるいは機械を持っているといったことで、土木Aランクということで、高いランクの少し大きな会社を選定するようにしております。

○ 委員

では、この契約金額は、最低ラインの金額という感じですかね。

○ 説明者

そうですね。毎年度っておりますので、その辺の経験を見ながら、回数を設定して発注しております。

参考までなのですが、その年によっては、大雨など、警報の発令が多かった場合には、増額変更するといったことも一応頭には置いております。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

応急や緊急性があるということで、今回の変更契約の内容は金額的にかなり大きいですね。その辺は、予定価格を設定する積算のあたりで、わからない部分があったと考えてよろしいのですか。これはかなり大きい変更があるので、こういったことは仕方がないのですかね。

○ 説明者

先ほど申し上げましたように、例年の傾向を見ながら、平均といいますか、設定していきますので、先ほども申し上げましたように、その年によって、その頻度が多くなったり、応急的な対応の回数が多くなったりすれば、それを増額するほかないというか、そういう事情があって、増額が大きく変わるということです。

○ 委員

そのような段階で、追加分がかなり出てきてしまうのは仕方ないという感じなのでしょう。

うかね。

○ 説明者

ええ。それは待ったなしの状況で、あそこが危ないぞという話になれば、やはりやってもらわざるを得ないので。

○ 委員

でも、その辺の読みの精度をある程度よくするのは大事かなという気がします。

○ 委員

よくわからないので教えていただきたいのですが、砂防巡視というのは、先ほど、パトロールとおっしゃったかと思うのですが、具体的にはどういうことをされるのですか。

○ 説明者

一番簡単には、12 ページに写真がございましたが、まず、こういったものが壊れていないかとか、次の14 ページにありますように、応急的にかぶせていたシートがはがれていないかとか、主には、実際に設置してある構造物等が壊れていないかといったところをよく見てもらうということになります。

○ 委員

そういう方たちに、作業が必要かどうかの判断まで、そこでしてもらうということですか。

○ 説明者

おかしなところがあれば、すぐに我々のほうに連絡をもらって、シートがはがれていれば、すぐに復旧してくれというふうにできますが、必要があれば、我々職員が現場に行つて、こういう対応をしてくださいと指示する。そういったことでやることもございます。

○ 委員

ありがとうございました。

○ 委員

見積もりの中にも、ある程度の修復は見込まれていると思うのですが、今回は、それとはまた別の修復があったというわけではなくて、プラスの箇所が多かったといった感じなのですか。

○ 説明者

そうですね。日数的には、昨年は大雨がございましたが、倍に設計変更しております。24 日分、作業をしたということでございます。これは、平均的なところをとっても、なかなか読みにくいところがございます。

○ 印

ほかになれば、この案件は終了いたします。

本日の審議の結果を踏まえまして、また今後に生かしていただければと思います。

ご苦労さまでした。

○ 説明者

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○ 委員

それでは、××さんから、4番目の案件のご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

耐震性貯水槽設置工事について説明いたします。

資料は、No.4と、今お配りしました別紙1から4までということで、この2つで説明させていただきます。

まずは、No.4の1ページをお開き願います。

審議事案説明書でございます。

発注機関は××、入札方式は随意契約、工事場所は××でございます。

工事概要につきましては、表記のとおりですが、別のところでまた説明させていただきます。

随意契約の理由でございますが、当工事の内容を含む材料調達、掘削、設置、埋め戻し、これらに伴う仮設、備品倉庫の設置などの一連の工事の内容の繰越工事におきまして、増額となる変更事由が生じまして、当該年度の予算だけでは不足する分について、次の年度の予算にて同一請負人と別途契約するというものでございます。

契約金額は、1,213万9,200円でございます。

2ページをごらん願います。

これは入札書取書でございます。

3回目の見積もりにて予定価格以下となりました。

ページを飛ばしていただきまして、9ページをお開き願います。

工事の位置でございます。

図の右上の××と書いてあるところの周辺は、史跡名勝に指定されている庭園部でございます。××という正式名称があります。いわゆる××と言っているのがこの部分ですが、南側の低地部に拡張した公園部を合わせて××と言っておりまして、面積は約60ヘクタールでございます。

密集市街地を抱えている××は、この公園を広域避難場所に指定しております。東日本大震災を踏まえまして、県では、広域避難場所に指定されている県管理の公園の整備計画に、耐震性貯水槽やソーラー発電式照明灯など、防災機能を向上させる設備の設置整備を加えました。××におきましては、避難想定人数××が××日間必要とする水量約××立方メートルを地下貯水槽に蓄えるものでございます。

設置位置は、図の下側に赤い楕円で示しております。下側の横の方向に通っているのが××の××でして、そこから40メートルほど公園に入った園路沿いでございます。

10ページをごらん願います。

横にすると今の図と同じ方向になるのですが、左下のほうに線が引いてあるのが××でして、上のほうに伸びているのが園路でございます。40メートルほど公道から入ったところでございます。

貯水槽の構造は、地下において水道管の途中が太くなっていると想像していただければよいと思います。ここでは、××を通っている水道を一旦、公園内に引き込みまして、そ

の途中に貯水槽を設けるという構造でございます。ふだんは、水道水がこの貯水槽の中を
通って、一般家庭の生活水として使われております。大地震などによりまして、水道管が
破損する等により水圧が低下しますと、この貯水槽の弁が閉まり、水を蓄えます。その水
を、備品倉庫に蓄えておくポンプでくみ上げ、非常時の給水ができるという仕組みでござ
います。

11 ページをごらん願います。

貯水槽本体の写真です。これは設置したときなので、まだ保護のビニールシートをかぶ
ってございますが、これが本体でございまして、寸法としましては、直径が約 2.6 メートル、
長さが 19.2 メートルでございます。

下の写真は、完成して公園の広場に戻ったところでございます。

3 ページにお戻り願います。

以下、4 ページ、5 ページと工事の概要でございますが、ここからは、大もとの工事内
容、変更事由、その対応という形で、別資料にて説明させていただきます。

別資料は、今度、A 4 横ですが、これをお願いいたします。

まず、一番右が資料 1 ですが、資料 1 を見ていただきますと、一番左側の欄に工事の種
類、工種を書いてございます。

金額の欄の単位は、1,000 円単位で丸めてございます。

大もとの工事内訳が一番左側の表なのですが、これが、平成 25 年 12 月に発注いたしま
した設置工事一式の内訳でございます。

工種の欄を見ますと、大ざっぱに言いますと、材料費、掘削費、設備の設置費、埋め戻
し費、それに伴う仮設費、備品倉庫設置費などを計上しまして、設計金額が一番下の 6,378
万 7,000 円で、これの請負額は、書いてございませんが、6,247 万 5,000 円でございます。

資料 2 をごらん願います。

これが当初の掘削断面図でございます。

平成 26 年 5 月に掘削を開始いたしました。約 5.1 メートルを、勾配 1 対 0.5 にて掘削す
る計画でした。掘削途中で、地質調査ポイントでは確認されなかった地下水が通る砂利層
が出てきました。直後に降雨が 3 日間続き、掘削面に大きな崩壊が生じました。

資料 3 をごらん願います。

これがそのときの現場状況の写真でございます。

このような場合、地下水が出てくる面を保護強化する、また、掘削勾配を緩くするとい
うことで対処いたします。

さらに資料 4 をごらん願います。

これが変更した掘削断面図でございます。

園路側は、勾配を 1 対 1.0 とした上で、土のうで補強いたしました。広場側につきまし
ては、勾配を 1 対 1.5 とし、クレーンを置く平場を途中で設けました。

これによりまして、安定した安全な施工環境が確保できたわけでございますが、再び資
料 1 に戻っていただきますが、左から 2 番目の変更工事内訳でございます。

そこに増減欄を設けておりまして、数値が入っているところが増加したところでござい
ます。掘削及び埋め戻しが大きく増加しました。それから、追加の仮設工事といたしまし

て、土のう設置などを入れておりまして、約2,600万円の費用増となることがわかりました。

本来は、これを大もとの工事の設計変更とするわけでございますが、対応できる平成25年度の予算は、この金額分はありませんでしたので、施工手順に従いまして、施工前半の工種について、今度は、真ん中の欄の平成25年度予算による工事内訳でございますが、大もとの工事の契約において、約300万円の変更増としたところでございます。

そうすると残る工事ができてしまいますので、その工事につきましては、さらに右側の表で、今度、2つに分けておりますが、埋め戻し、貯水槽内の清掃、水の充填排出費は、この設備がきちんと作動するかどうかの確認を含む内容のものでございますが、これらを、この請負人の一体的管理により、機能・品質に責任を持ってもらうものとして、平成26年度予算による工事内訳（その1）とし、一番右側の表ですが、備品倉庫設置などについては、必ずしも機能・品質の管理に一連の一体性を要しないということで、（その2）と分けて、（その1）について今回の随意契約としたところでございます。

No.4の資料にお戻り願います。

6ページをお開き願います。

随意契約の内容と相手の選定理由の公表でございますが、このとおりにしてございます。

7ページにつきましては、契約相手の選定理由で、これにつきましては、先ほど述べたとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

工事成績評定結果表でございますが、評定点は78.2点ございました。

説明は、以上でございます。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

今回ののは、3回目で何とか予定価格以下になったのですが、経過から考えますと、前の年度に不足した分をこっちに持ってきているので、1回目で決まってもよさそうな気もしたのですが、3回までもつれたのは何かあるのですか。そこまで下がってこなかったということがあるのでしょうか。100%というのも、そこに関連しているのですか。

○ 説明者

設計変更と同じですので、請負比率を掛けているので、本人が見積もったよりも予定価格が低くなっているせいかとは思いますが。××、どうですか。

○ 説明者

いずれにしても、変更のときの見積もりをしていって、1回でぴったりいくことはなかなかないのですね。例としては、2回、3回でやっと決まるというのが多いです。それは、県での積算と業者さんが見積もるものとの開きが幾らかあるのかもしれませんが。

○ 委員

では、3回までもつれてしまうということも……。

○ 説明者

数の中には、それも何件か出てきますね。

○ 委員

ほかにご質問等、いかがでしょうか。

特にないようですので、この案件はこの程度としまして、きょうの審議の結果をまた今後に活かしていただければと思います。

○ 説明者

はい。ありがとうございました。

○ 委員

お待たせしました。

5番目の案件につきまして、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××といたします。よろしく願いいたします。

本日、同席している者を紹介いたします。

××でございます。

同じく××でございます。

工務を担当しています、××でございます。

それでは、失礼ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料番号5の案件について説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

審議事案の説明書でございます。

発注機関は、××でございます。

入札方式は、一般競争入札でございます。

工事名は、××の路面再生工事でございます。

工事種別は、舗装工事でございます。

工事場所は、××、××地内でございます。

工事の位置につきましては、14ページをお開き願います。

××の管内図の一部を表示してございます。

××は、××と××を東西に結び、山間部を通る幹線道路でございます。

今回の路面再生工事箇所は、図面の赤丸で着色した箇所で、2つの工区に分かれております。左側を××工区、右側を××工区と称します。

施工箇所は、経年劣化により、舗装路面にひび割れやわだち掘れが多く発生している状況にあり、管理瑕疵等を防ぐ意味でも、全面的な舗装補修、路面再生工事が必要な時期となっております。

1ページに戻っていただきます。

工事の概要でございます。

工事延長は、1工区と2工区を合わせまして426メートルとなります。

主な工事内容でございますが、舗装版の破碎工2,130平米、表層工（再生密粒改質Ⅱ型）

のアスファルトが 1,250 平米、同じく表層工で、再生密粒アスファルトによる舗装が 880 平米、区画線工が 1 式となっております。

入札参加資格でございますが、1 点目は、予定価格が 1,000 万円以上であることから、平成 25 年、26 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました舗装工事の格付が A 等級であること、2 点目は、主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できることの規定で、1 級または 2 級土木施工管理技士の資格を有するなど、舗装工事について、建設業法第 26 条に規定する主任または監理技術者になり得る者であること、3 点目は、地域要件となっております、××または××管内に建設業法に基づく本店があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、現道の路面再生工事であり、標準的な工種内容となっております。このため、発注金額に基づき、一般競争入札で実施しております。

地域要件につきましては、××管内の応札可能者数が 13 者でありますことから、隣接の××管内まで拡大しております。これによりまして、応札可能業者数は 23 者としております。

入札の結果でございますが、2 ページをごらん願います。

2 ページの中段の表の落札結果をごらんいただきたいと思っております。

入札参加者は 7 者でございます。その中で一番少額の金額を入れました××が落札しております。

1 ページに戻っていただきます。

契約金額でございます。税込みで 1,074 万 6,000 円で、落札率は 94.8%となっております。

3 ページをごらん願います。

工事起工の概要書でございます。

4 ページから 5 ページは、工事数量総括表の内訳表となっております。

6 ページから 10 ページまでが入札公告書となっております。

11 ページをお開き願います。

公表した契約内容でございます。

12 ページをお開き願います。

公表した変更契約内容でございます。

変更の理由は、現地精査による施工延長面積の変更及び路面切削方法の変更によるものでございます。

当初は、既設舗装面を全て、バックホウという重機で削り取る計画で設計しましたが、現場を精査した結果、一部につきまして、既設舗装面を、路面切削機によります切削にしなければならないことが判明したために、路面切削の施工方法に変更したことから、194 万 4,000 円の増額となっております。

13 ページをお開き願います。

工事の成績評定結果となっております、評定点は 78.4 点でございます。

14 ページが、先ほどごらんいただいた位置図でございます。

15 ページをお開き願います。

先ほどご説明しました××工区の平面図でございます。

16 ページが、同じく××工区の平面図でございます。

17 ページが、××工区の着手前と完成の写真となっております。写真左手が着手前の写真でございます。路面の荒れている状況がわかるかと思えます。右側が完成した写真でございます。

18 ページをごらん願います。

××工区の着手前と完成の写真でございます。同じく、左側が着手前、右側が完成の写真でございます。

以上で、私からの説明は終わりにさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

余り詳しくわからないので、教えてください。変更契約のところで行っている切削工というのはどういうもので、路面再生工事とどう違うのかというのがよくわからないので、どのように使い分けをするのか、説明してください。

○ 説明者

12 ページをお開き願いたいと思います。

変更契約の内容の公表という欄の下のほうに、変更理由ということで書かれておりますが、この点について、先生のご指摘があったかと思えます。

路面再生工事というのは、先ほども見ていただいた写真のとおり、路面の面が非常に荒れていて、亀裂等が走っていて、そのまま放置しておく、飛ばされて陥没したような穴があいてしまって、それが原因で事故の誘因になるといったことが全国的にあるということで、舗装の状況を見ながら、随時、再生していくということで、路面再生工事そのものは、アスファルトで舗装された路面を維持管理していく上で、悪いところからどんどん再生していくという工事でございます。

その中のやり方の一つとして、今回、当初は、2つの工区に分かれてございますが、××工区と××工区、それぞれ舗装面を一回はがして、もう一回、新しいアスファルトをのせるということで計画していたわけなのですが、現地に入って、さらに調査を重ねた結果、××工区のほうにつきましては、舗装面がもう既に10センチということで、一般のところから比べて、かなり厚いことがわかりました。そのため、当初やっていたような形で、10センチ、そのままアスファルトを壊して、4センチの表層をのせるということになると、前後との取りつけ等がなかなかうまくいかないということで、10センチとか厚い場合、当初は恐らく5センチでやっていたので、維持管理をする上で、昔は、5センチの上にそのまま、オーバーレイといって、アスファルトをさらにのせてしまったと思うのですが、今回、それがわかったということで、××工区については、表面の5センチだけ、切削機という表面を削る機械での工法に変更したということでございます。それによって、

××工区の1,130平米について、路面掘削工を追加するという表現になってございます。

○ 委員

写真を見ると、ひびが結構深く入っているので、5センチ削ったぐらいで大丈夫なのかなど、素人考えで思ってしまうのですが。

○ 説明者

本来であれば、路盤から全部やり直すのが一番いい方法ではございますが、この××は、先ほどお話ししましたとおり、××と××を結ぶ唯一の肋骨道路でございまして、迂回路がないという状況になっています。もともと舗装そのものは、一度やっしまえば、未来永劫、大丈夫という工法ではございませんので、今回、この工法を採用するに当たっては、そういう路線の性格などを考えて、あとは面倒を見ながらやっていくという工法を採用したということでございます。

○ 委員

では、随時、これからまた同じような工事をしていくみたいなことですね。

○ 説明者

そうですね。アスファルト舗装は、交通量にもすごく左右されて、大型交通量が多ければ、耐用年数もそれだけ短いのですが、一般的に10年と言われておりますので、普通の状態でも、10年に1回ぐらいは、舗装部分の打ちかえは必要になってくるかと思えます。

○ 委員

ほかにございませんか。

○ 委員

2ページの入札結果のところを見ますと、2者ばかり、取りおりで無効という形になっていますね。そうすると、何区間か、同時に入札をやったということですね。それは3つの区間ですか。3つの工事で同時入札という感じですかね。

○ 説明者

資料の9ページをごらん願います。

入札公告書の写しでございますが、一番下の9のその他の(5)で、「本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、本工事の落札者は、その後、同日に執行する下記工事の入札に参加することができない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱うものとする」ということで書いてございますが、その下の開札順、工事番号及び工事名でございます。

まず、①の××でございますが、路面再生工事でございますが、場所は、××の××の××でございます。また、2番目、××ですが、これにつきましても路面再生工事でございます。場所は、同じ××の××地内ということで場所が離れてございます。

10ページをお開き願います。

この対象工事でございますが、③の工事名が2本になっておりますが、これが本件の案件。

この順番につきましては、工事金額の高い順に並んでおりまして、本件が一番安いということで3番目に開札するというので、先ほどの2ページの取りおり2者につきましては、上の××さんが②番の工事を落札した。一番下の××さんにつきましては、①番の工

事を落札したということで、この2者については無効扱いにしているということでございます。

○ 委員

お聞きしたかったのは、1ページ目の応札可能業者数は23とございますね。取りおりの場合は、後ろのほうにある工事に関しては、応札が後ろになっているもの……。そうすると、入札可能業者数が減ってくるわけですね。そうすると、ひょっとしたら、この23者は25者で、3つ目だから23になったのか、あるいは、1回目から応札可能業者が23なのか、ちょっと確認したかったのです。

○ 説明者

この案件につきましては、先ほどの①、②、③を同日付で公告して開札するというところで、同じ要件をつけてございますので、開札前から可能は23者ということですので、この業者さんは、2者が既に無効扱いになりますので、21の可能業者の中から選んだということになります。

○ 委員

書き方はそういう書き方で、もともと全体が23だと。取りおりの場合は、そこの最後のところは、1件ずつ減らして行って、21と書く場合があるのだけれども、今回は、そういったことではないということですね。

○ 説明者

ええ。

○ 委員

21だと、基本的には30者ぐらいは欲しいなど。21ぐらいでもゴーにした理由は何かございますか。

○ 説明者

もともと、1,000万円以上の舗装工事ということで、格付等から、1,000万円以上については、舗装工事で登録されているAランクの業者さんを入札参加に入れるということになってございまして、××管内には、そういう業者さんは13者しかいないという事情がございます。

今回、委員がおっしゃったように、30者を想定して、ということで考えたのですが、13者に、隣接する××の同じ舗装のAランク10者を加えて、23者でやったということでございます。

○ 委員

それは、応札者の方がかなりおられると考えるとやってやったということですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにございますか。

では、特になければ、この案件はこれで、ということにいたします。

きょうの審議結果を踏まえられて、また今後に生かしていただければと思います。

○ 説明者

はい。ありがとうございました。

○ 委員

お待たせしました。

では、6番目の案件につきまして、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××です。よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

それでは、××において発注しました××更新工事の入札及び契約の状況につきましてご説明いたします。

まず、この工事についてご説明いたします。

この工事は、××の計画的な整備をしていく中で、適格な維持管理を目的としまして、××の更新工事を行っている事業であります。

県内の××につきましては、経年劣化による老朽に加えて、設置環境の影響等により、ひび、腐食等のあるものがあります。それらを早期に発見することを目的としまして、業者に点検を委託しているところであります。

その点検結果や職員による現地調査をもとに、××の更新の必要性を判断して、工事を発注しております。

それでは、お手元の審議事案説明書1ページをご覧ください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は、××、××更新工事でございます。

工事種別は、電気となります。

工事場所につきましては、××、××ほか5カ所でございます。

次に、工事の概要についてご説明いたします。

工事は、経年劣化等により、ひび割れなどが発見されました××管内の××及び××管内の××の××などについて更新工事を行いました。

工事の主な内容としまして、××の更新が10本、××の更新にあわせ、××灯器の取り付け機材の更新が12式、××への反射材の取り付けが10枚などです。そのほか、××の更新に伴い、ケーブル等の配線金具の更新などを行っております。

以上が、工事の概要であります。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

予定価格が250万円を超え、1,000万円未満の工事につきましては、指名競争入札により実施しているところであります。

本工事につきましては、予定価格が消費税込み711万7,200円でありましたので、指名競争入札の方法により発注いたしました。

指名業者数ですが、8者を指名いたしました。

お手元 5 ページの指名業者選定理由書をご覧ください。

業者の選定に当たりましては、まず、入札参加資格者名簿に登載されている業者で、電気工事の格付が B 等級以上であることとなります。

地理的条件としまして、茨城県内に建設業法に基づく本店または営業所があり、工事を施工できる体制があることとなります。

技術的な条件としまして、××工事の特殊性から、信用度が高く、××工事に精通した技術者を確保でき、施工実績があることとしております。

××の工事は、交通量の多い交差点という厳しい場所での工事であり、そこでの施工ミスは、重大な交通事故、交通災害に直結いたします。また、施工ミス、施工不良による××は、重大な交通障害を引き起こす原因ともなり、施工実績のある業者が大事な条件となります。

現在、県内において実績のある業者は 8 業者のみとなりますので、その 8 業者について、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

2 ページの入札見積もり結果情報閲覧（入札書取書）をご覧ください。

入札参加業者は、指名した 8 者であり、電子入札により平成 26 年 12 月 19 日に開札した結果、最も安い価格の札を入れました××が落札、金額は、税抜き 619 万円でございます。

1 ページへお戻りください。

契約金額は、619 万円に消費税を加えて 668 万 5,200 円でございます。

落札率は、93.9%でありました。

この入札結果により、××の××と契約いたしました。

契約の内容につきましては、6 ページの契約内容の公表に記載のとおりであります。

7 ページをご覧ください。

契約変更内容の公表であります。この工事は、工期の途中で契約の変更をしております。××、××の××の更新工事を施工するに当たり、通常工法である××で工事契約をいたしましたところ、現地の掘削工事の段階で、××であることが判明いたしました。通常の××と××対応の××の形状が違うことから、当初設計の××を××に設計変更が必要となり、そのため、16 万 2,000 円の増額の契約変更をしております。

最後に、工事の施工状況についてご説明いたします。

まず、工事場所ですが、9 ページの位置図をご覧ください。

工事場所は、6 カ所ありますが、××の 5 交差点及び××の 1 交差点であります。

施工写真につきましては、10 ページをご覧ください。

この写真は、××地先の××入り口、押しボタン信号機の××更新工事の写真であります。上段が施工前の全景写真ですが、写真右側の××1 本を更新いたしました。完成写真の全景が中段、下段の写真が柱の根元の写真であります。

次の 11 ページの写真は、××更新に伴いまして、配線金具も同時に交換しておりますので、その施工前と完成写真であります。

以上のような工事をあと 5 カ所行いました。

工事は工期限内に終了し、2月24日に完成通知書を受け、2月27日に完成検査を実施し、仕様書のとおり完成しておりましたので、同日、引き渡しを受けました。

8ページをご覧ください。

工事成績の評定結果でございますが、このように業者へ通知しております。

なお、評価点65点以上が検査合格となります。

以上で、××更新工事についての説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 委員

ありがとうございました。

それでは、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

変更契約の内容の件なのですが、埋め込み式からベースプレート式に変更になった分が追加になったと。これは、現場を見に行けば、おのずとわかるのではないですか。

○ 説明者

ベースは、通常、アスファルトの下に埋まってしまっていて、柱の根元の形状の写真が10ページにございますが、ベースプレート式の柱でも、掘削をかけないと、この状態でしか見えないので、下がどうなっているかというのは、正直なところ、わかりません。

○ 委員

そうすると、そういうデータもないということですか。ここの場所は、こういう方式で作られた専用柱だという、ベースとなるようなデータは蓄積されていないということなのですか。

○ 説明者

ここの場所については、結果的に、そういうことになったということです。

○ 委員

なかったということですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

そういうことから外れてしまっていたので、通常の埋め込み式だけの発注になってしまったということですか。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

だとしたら、もし可能であれば、この先、違う契約が生じたときに、その辺もよく考慮していただければと思います。16万2,000円は、微額といえども微額と言われてしまうかもしれないのですが、できるだけ追加変更等がないようにしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 委員

基本的なことを伺いたいのですが、これはあくまでも柱の交換であって、××そのもの

の交換ではないわけですね。そうしますと、新しくした柱に、前からあった××をつけたということになるわけですね。××の更新の時期と柱の更新の時期はなかなか一致しないものなのですか。一遍にできてしまうと安いのかなという気がしたのですが、技術の進歩などで、××の更新の時期と柱の更新の時期は違うものなのですか。

○ 説明者

通常の××として使っている精密機器や××は、原則、××で耐用年数を決めています、これはおおむね 19 年という形で示されています。柱は、19 年でも目立ったダメージがない状態で、実質、40 年ぐらい使用するものですから、更新のタイミングとしては、どうしてもずれてくるという結果になります。

○ 委員

では、ずれるのが前提だという発想になっているわけですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

基本的で申しわけないのだけれども、聞き漏らしたのかもしれない。4 ページの 6 カ所の工事設計書の集計の表で、交差点の工事費のばらつきが見られるのですが、柱が複数になっているから金額が違うのか、あるいは工事の内容が違っているのか、ちょっと教えていただければありがたいのですが。

○ 説明者

これは、1 カ所で柱を何本取りかえるかということによりまして違ってまいります。

○ 委員

そういうことでいいのですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

わかりました。何でこんなに違うのかなと思って。

○ 委員

ほかにございますか。

○ 委員

県内で、××の工事に対応できる会社は、もともと 8 者しかないということですか。

○ 説明者

現在は 8 者です。

○ 委員

そうすると、毎回毎回、ここから選ばざるを得ないということになるのですか。

○ 説明者

指名競争入札の場合、この 8 者を選んでおります。

○ 委員

そうでないとすると、県外に広げて、ということですか。

○ 説明者

はい。1,000 万円以上になりますと一般競争入札になりますので、その場合は、地域を外して全国になっています。

○ 委員

そうすると、入札に参加する業者はかなりふえてきますね。

○ 説明者

最大で 20 者から 25 者ぐらい入ってまいります。

○ 委員

ほかにございますか。

では、なければ、この案件はここまでといたします。

きょうの審議の結果を踏まえまして、また今後に生かしていただければと思います。

○ 委員

それでは、7 番目の案件ですが、××再塗装工事の件で、××事務所さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××事務所の××でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席している者は、技術担当の××と、事務の××でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の 7 番目の案件、××再塗装工事でございます。

まず、1 ページの審議事案説明書をごらんいただきたいと思います。

工事の名称は、××再塗装工事でございます。

工事の種別は塗装工事、工事場所は、××、××地内でございます。

恐れ入りますが、12 ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

図面の左側に丸で囲んだ場所がございます。こちらが施工箇所となっています。

××は、国道××が××川にかかっている橋梁で、××との県境になってございます。

この××の名前の由来も、××ということから命名されておると聞いてございます。

慢性的な交通渋滞緩和のために、××が設けられておりまして、平成 12 年には××が開通しているという状況でございます。

次の 13 ページをごらんいただきたいと思います。

施工場所となります××の側面図と平面図でございます。

朱色の部分が今回施工したところでございます。図面の左側が××県側となっております。A 1 と小さく書いてございますが、左側の A 1 の橋台から、P 1、P 2 と橋脚が 2 基、右側でございます。その 2 径間の中の桁の場所が施工箇所となっております。

1 ページに戻っていただきたいと思います。

工事の概要でございますが、××は、××でございます。

昭和 60 年に塗装を行っており、約 30 年近くが経過しており、平成 22 年 3 月に策定しております県橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、平成 24 年から 3 カ年にかけて橋梁塗装を行っております。

この工事と同時に、隣接の桁につきましても、別途、工区を設けまして当該年度に発注し、再塗装工事を行っており、この工事の完了によりまして、××全体の塗装が完了するというので、安全性、信頼性が確保されているという状況でございます。

工事の延長は、A 1 橋台から B 2 橋脚までの 84 メートルでございます。主桁及び高欄を含む鋼材部分の再塗装工の面積は 4,560 平方メートルでございます。さび落とし、そして、旧塗膜の除去のためのケレンを行いまして、下塗り、中塗り、上塗り塗装を行っております。

設計概要書が 3 ページでございます。4 ページから 5 ページが工事数量総括内訳表でございます。

次に、入札参加資格についてご説明いたします。

この工事は、1,000 万円以上の工事でございますので、一般競争入札の方式によって入札を執行しております。

入札参加資格は、塗装工事の名簿登録のある業者としまして、この工事は、現道の交通を確保しながらの施工であり、安全かつ迅速な施工が求められるため、工事の品質を確保するという観点から、最近 10 年以内に県内で同種または類似工事の施工実績があるという条件を付しております。

同種または類似工事とは、高桁の橋梁の塗装を施工する工事ですので、歩道橋を含みまます鋼構造橋梁の再塗装工事あるいは新設塗装工事の施工実績がある工事といたしました。

次に、技術者についてですが、供用されている道路上の工事ですので、安全対策や施工管理に万全を期する必要があることから、1 級土木施工管理技士または 2 級土木施工管理技士の資格を有するなど、主任または監理技術者を専任で配置することといたしました。

また、地域要件の設定につきましては、この工事の予定価格ですと、××に基づきまして、標準ブロックであります××事務所、××事務所、そして××事務所管内に本社を置く業者という要件になりますので、そのとおり設定した結果、施工実績がある入札参加資格者は 13 者と見込まれました。ガイドラインにより、入札参加資格者数は 30 者以上を満たすことということになってございますので、標準ブロックに隣接します××事務所、××事務所、そして××事務所管内まで拡大しまして、入札参加資格者数の見込みを 54 者としております。

以上のとおり、入札参加資格の条件を付しまして、平成 26 年 9 月 16 日に公告し、10 月 10 日に開札を行いました。

公告内容は、6 ページから 9 ページでございます。

入札の結果につきましては、2 ページの入札書取書をご覧ください。

参加可能者数 54 者のうち、17 者から競争参加資格確認申請があり、入札辞退が 1 者おりましたので、入札参加者は 16 者でございます。

予定価格は、税抜きで 3,980 万円、最低制限価格は、税抜き 3,437 万円でございます。

落札者は、××、落札金額は、税抜きで3,452万円、落札率は86.7%でございます。

入札者16者のうち、最低制限価格を下回り失格となった業者は1者ございました。

次に、変更契約でございますが、この工事につきましては、当初発注どおりで、変更契約はございません。

11ページをご覧ください。

次に、工事成績でございますが、74.4点でございます。

最後に、14ページをごらんいただきまして、上の写真が工事箇所の全体の着工前でございます。下が完成写真となっております。

簡単でございますが、これで概要の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○ 委員

では、今のご説明につきまして、何かご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

○ 委員

今回のあれは最低制限価格を設定されていますね。契約したところも含めて、応札した会社は、かなり底値に近いような数字が多くなっていますね。これは何か理由があるのですか。皆さん、かなりぎりぎりのところで設定しているような感じですが。

○ 説明者

そうですね。当事務所で、平成26年度におきましても、この工事とあわせまして、××の塗装工事を5件発注してございまして、いずれも同じような状況で、86から87%といった落札率となっているというのが実態でございます。

今のご質問でございますが、正確な調査をしてございませんので、私が今から発言することが正確な状況かどうかわかりませんが、型枠や鉄筋工などの専門職は、一人前になるのには最低10年かかると言われておりますが、塗装工の職人さんは比較的短い期間で一応一人前になるという話も伺っております。そういったこともあって、ほかの職種に比べますと、そういう職人さん、専門技術者を育てやすい、あるいは集めやすいといったところもあっての状況になっているのかなと想像しております。

○ 委員

私は、これはどうしてだか、よくわからないのですが、地元の業者さんにとっては厳しい状況だと感じております。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

わかりました。

今回は、橋台から上がったほうの一角ですが、これからどんどん、ある部分、ある部分ということで、こういう形で塗装が分割されて発注されていくのでしょうか。

○ 説明者

先ほど少しご説明させていただいたのですが、お手元の資料は、部分的な図面で大変申しわけなかったのですが、今回、平成26年度には、13ページの赤く着色した隣のP2橋

脚からP3, P4ですか、隣も別工区で同時に発注してございます。この図面の右側にトラスの桁が一部分見えているかと思えます。川の真ん中に3径間のトラス桁がありますが、そちらは平成24年度に、分割して塗装が終わっています。さらに、同じ構造の桁が右側の茨城県側にございますが、そちらも、この施工の1年前に塗装が終わっています。ですから、24, 25, 26と3カ年にわたって塗装を行ってきておりまして、今回の平成26年度の塗装工事が最後ということでございます。

○ 委員

分割して発注したのは何か理由があるのですか。

○ 説明者

ここの××は国交省の管理河川でございますが、河川の工事は、非出水期、水嵩が少ない時期に工事をやるようにということになってございまして、この塗装工事におきましても、河川管理者に許可をとる必要がありますが、その際に、非出水期間内に工事を終わらせなさいという条件になってございます。そういったことで、11月から5月が非出水期になってございまして、その7カ月の間でこの塗装工事を終わらせようと思ますと、私ども、一般的な標準工期を定めてございしますが、これ以上のロットで発注していくと、どうしても終わらないということで、適当なロットを定めまして、分割で発注しているという状況でございます。

○ 委員

今回、工区を2つに分けて、取りおりの方式にしてあるから、業者が必ず2つ入るわけです。そういった理由で工期を早める意味合いがあつて、工区を2つにわざわざ分けて発注したのですか。

○ 説明者

そうです。もっと極端に言うと、一遍に一括して、6工区、7工区で発注するという方法もございしますが、それは予算の……ということもございまして、3カ年に分けてやっております。

○ 委員

今回、取りおりになっているから、2工区として発注されているのでしょうか。だから、それを1工区でぼんとやってしまったほうが、と思ったのです。

○ 説明者

それは、1工区で出すと、1者で、7カ月の間では終わりにくいという判断をさせていただいて分割してございます。

○ 委員

ほかに何かございせんか。

○ 委員

関係ないことで申しわけないのですが、この場所は茨城県ではないですね。

○ 説明者

これは××県でございます。この工事場所は××地内と書いてございしますが、××地先という表現が正確だと思います。××は茨城県で管理させていただいているということもありまして、工事場所については、茨城県の××にさせていただいております。

○ 委員

県境は、川の本真ん中とかで分かれていることが結構多いではないですか。そうすると、これと同じように、他県にまたがっているところにかかっている橋は茨城県がやるのか、他県がやるのか、決められているということなのですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

ありがとうございます。

○ 委員

ほかになければ、この案件はこれまでということで。

きょうの審議を踏まえまして、また今後の発注に生かしていただければと思います。お疲れさまでした。

では、午前中の審議はこれで終了としまして、1時から再開します。

[休 憩]

○ 委員

ちょっと早めですが、午後の審議を始めたいと思います。

8番目の案件で、××機場工事で、××事務所さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××の××でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、8番、××用水機場工事について説明させていただきます。

最初に、資料の26ページ、位置図をお開き願いたいと思います。

上のほうに、××整備事業、××地区と記載してございます。

まず、本地区の概要を説明したいと思います。

本地区は、赤枠で囲われました範囲の農地214ヘクタールの基盤整備を行うものですが、位置的には、××にございます××の南部に位置します。地区の東側に1級河川の××川が、地区内の西側を国道××が南北に走っておりまして、××川沿いに開けた水田地帯であります。

整備前の圃場は、10アール区画の小さな区画で、農道も幅員が狭く、用水施設は老朽化して、漏水等、慢性的な水不足に悩まされております。また、排水路も土づくりでありますことから、農作業の効率が悪く、営農に多大な労力を費やしている状況にありました。

このような状況を解消するために、圃場の形状を大きくします区画整理、用水のパイプライン化や排水路の護岸整備など生産基盤を整備しまして、大型機械の導入や水管理の効率化を図りますとともに、あわせて担い手への農地の利用集積を促進しまして、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を図るものであります。

本地区全体の工事概要といたしましては、畑7ヘクタールを含みます区画整理工214ヘクタールを8つの工区に分けまして、工区ごとに新たに用水機場を設置しますので、用水機場が8カ所、パイプライン207ヘクタール、これが水田の面積になります。それから、

排水路工 23.6 キロメートルを計画してございます。

今回の事案は、用水機場 8カ所のうち、××用水機場工事をメインに、××用水機場及び××用水機場の附帯構造物を建設する工事であります。

この位置図に丸数字で⑤、⑥、⑦と記してありますが、これは機場の位置を示しております。

それでは、お手元の資料の 1 ページ、審議事案説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、入札方式でございますが、一般競争入札でございます。

次に、工事名は、××整備事業、××地区、××用水機場工事。

工事種別は、土木一式工事です。

工事場所は、××地内になります。

工事概要ですが、××用水機場として、調整池工、取水堰工、吸水槽工、用水機場上屋工、××用水機場として取水堰工と吸水槽工、××用水機場として吸水槽工の工事をそれぞれ 1カ所ずつ実施しております。資料には、これをあわせて記載しております。

ここで工事写真をごらんいただきたいと思っております。31 ページになります。

31 ページの下段は、××用水機場の完成全景でございます。

次の 32 ページは、××用水機場の取水堰取り入れ部と調整池でございます。

次の 33 ページのコンクリート構造物が、××用水機場の吸水槽工の写真となります。

1 ページにお戻り願います。

先ほどの続きで、入札参加資格でございますが、4点ほど条件を付しております。

まず 1 点目は、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付が S または A 等級であること。

2 点目は、茨城県内において、平成 16 年 4 月 1 日から本入札の参加申請期日の末日までに、国、県、市町村、独立行政法人、県の外郭団体が発注した同種工事または類似工事を元請として施工し、竣工した実績があることとしております。

なお、同種工事とは、機場工事、調整池（ファームポンド）工事とし、類似工事とは、樋門・樋管工事、取水堰工事、橋梁下部工事としております。

3 点目は、次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できることとしておまして、その技術者は、1 級土木施工管理技士等、土木一式工事について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者または監理技術者であることとしております。

4 点目は、××事務所管内に主たる営業所（本店）があることとしております。

入札参加資格につきましては、19 ページの入札公告の中の 3、競争入札参加資格に詳しく記載されております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、格付等級は、予定価格が 6,447 万 6,000 円でありますことから、茨城県建設工事入札参加請負業者（格付）基準に基づきまして、S または A 等級に設定しております。

工事实績につきましては、本工事は重要構造物であるため、同種工事または類似工事の施工実績を重視し、設定しております。

地域要件につきましては、一般競争入札実施要領に定められました、県内を 5 つのブロ

ックに分ける考え方により設定しておりまして、応札可能業者数は51者となります。

次に、入札参加資格確認申請者数は2者ございまして、入札参加資格確認の結果、2者とも資格ありと確認されました。

契約金額は、6,123万6,000円でございます。

最下段の入札の経緯及び結果でございますが、2ページの入札書取書のとおり、入札参加者は2者となっております。

1ページに戻りまして、落札者は、××の××でございます。

予定価格は、税抜きで5,970万円、最低制限価格は5,225万円、入札金額は5,670万円であり、落札率は95.0%となっております。

また、本工事は契約変更を行っておりまして、24ページの変更契約内容の公表の中ほどに、契約金額1,080万円の増、変更理由としまして、護岸工の追加とあります。

具体的には、××用水機場の調整池の施工におきまして、調整池の法面が、想定以上の湧水によりまして、法面崩壊のおそれが生じたことから、次年度に施工を予定しておりました調整池の護岸工を前倒して施工することとしたものでございます。

この追加工事に伴いまして、26日間の工期延期をしております。

最後に、25ページに工事成績評定結果表がございまして、評定点は86.4点となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 委員

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

応札可能業者が51者で、実際に応札してきたのが2者というのは、すごく少ないような気がするのですが、どうしてなのか、何か思い当たるところがあればお願いします。

○ 説明者

はっきりした理由はわからないのですが、うちの事務所管内の平均も4、5者というところでした、2者というのは本当にまれなケースなのですが、発注時期が9月ということで、ちょうど上半期の発注がかなり多くなってきている時期の発注ということで、業者さんも、この工事よりもっといい工事があったということで、数が少なかつたのかなと想定します。はっきりした理由はわかりません。

○ 委員

変更契約の内容の話で、変更理由のお話があったのですが、金額的にはかなり大きいので、どんなことをやったのか、あるいは、そういったことは事前に予測できなかったのか、ちょっと疑問に思うので、お話しいただければと思います。

○ 説明者

用水機場は、水田にかんがいする用水をポンプで圧送するという施設なのですが、その用水を安定的に揚水するために、この該当年度は、二、三十メートル画ぐらいの大きな池である調整池を素法（すのり）で、ということで、次年度に護岸するという予定でいたのですが、場所によって地下水の出方がいろいろあるということで、地下水の湧水が思った

以上にあったということでございます。

○ 委員

もともと地下水がありそうな形の場所ですね。31 ページのこれを見ても、かなり水分の多い土地柄だから、そういったことを予測できると思うのですが、その辺はちょっと甘かったということですかね。

○ 説明者

土質もそうなのですが、場所によって違ってきていまして、ここは河川沿いの水田地帯ですので、下のほうに川砂があったりして、崩れやすいところです。想定できなかったのかと言われれば、ちょっと苦しいところですが。

○ 委員

予算的な面もあったでしょうし、それはしょうがないけれども、ただ、それでお金が余計かかってしまったとか、工期が長くなってしまったとなると、ちょっと残念だという話なのですが。

○ 委員

その件に関してなのですが、もともと次年度に予定されていたということは、ある程度は予想の範囲だったということですね。今年度の予算がそこまでつかなかったという意味で次年度に回さざるを得なかったけれども、結局は、今年度にやらなくてはならなくなったという結果なのでしょうか。

○ 説明者

そうですね。ほかの工事を優先させるということで、それは次年度に予定していましたが、崩れる心配が出てきましたので、それよりもこちらの護岸を優先しました。

○ 委員

でも、現実的には、こういった工事は一緒に発注したほうが、どう考えても安くなりますよね。ばらばらで、法面を後から保護をする、どうのこうのという話よりも、本来は、一体の工事として発注されたほうが安く済むのではないですか。そういう意味で、そもそも、次年度にいくというのは、どうしても次年度に回さざるを得ないということだったのでしょうか。

○ 説明者

水田の整備の順番としましては、1 作、水稻をつくらないで、農家の方に休んでいただいて、次の年には田んぼがつくれるようにということで、先ほど、8つの工区に分けて、というお話をいたしました。その8つの順番にやっていくということで、地元の農家とも調整しながら、順番に工事を進めているのですが、その護岸の工事を次の年というのは、農家の方にとって、それでも支障がない。当然、工事は順番にやっていきますので、それが1年後か先かというのは、工事の内容が変わるわけではございませんので、特にお金に影響するわけではないということです。

○ 委員

ばらばらに発注しても、総体の金額は変わらないという話ですか。

○ 説明者

小さい規模でそれぞれ発注すれば、諸経費の関係で高上がりになってしまうのですが、

この場合については、6,000万円近くの請負額ですので、調整池をそのまま素法（すのり）にしても支障がないという判断で最初やったのですが、先ほど説明したように、湧水が出てきてしまったので、手直し工事もやらなくてはならない可能性がありましたので、早急に護岸をやったということでございます。

○ 委員

いや、最初、次年度に予定されていたとおっしゃっていたから、次年度と今年度に分けていたという経緯がいまいち、よくわからないというのがあったものですから質問したのですが、そもそも何で分けたのかなど。同じ場所だったら、一緒にやったほうがお得に決まっているのではないですか。こういう工事はそうとは言い切れないということですか。

○ 説明者

次の年に、一体的な整備の中でやる予定でございましたので。

○ 委員

そういうことも含めて、分けても支障はない、金額的にはそんなにはならないと。

○ 説明者

ええ。それだけ小さい工事というと、先ほど申しましたように、諸経費が割高になるという可能性はございますが、全体的な工事の順番でいけば、それだけ小さな工事を出すわけではございませんので、諸経費が高くなるということはないと思います。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにご覧いませんか。

では、ほかになれば、この案件はこれまでといたします。

きょう出ました質問や意見を踏まえていただきまして、また今後に生かしていただければと思います。

ご苦労さまでした。

○ 委員

では、9番目の案件ということで、××耐震補強工事ということで、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××と申します。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、××耐震補強工事につきましてご説明させていただきます。

まず、場所等について説明させていただきますので、22ページをお開き願います。

22ページの左上に空中写真がございます。位置図になりますが、下のほうに××が東西に走っておりまして、××がちょうど中央のあたりにございます。今回の場所は、その右上、赤く染めてございますが、××から北東に約1キロメートルの位置になります。周辺は、農地、住宅等が混在しているような地域となっております。

その右側に配置図がございますが、青で示した部分が今回の工事部分でございますが、昭和 52 年に建築されました××の耐震補強工事、あわせまして、引き出し線がその右側にありますが、××と南側の××をつなぐ重層渡り廊下の部分の大規模改修工事、具体的な内容としては、外壁の塗装工事になりますが、それらの塗装工事を一体的に行うということでございます。こういうことによって、今まで耐震性が不足していたものを改善したということとあわせまして、外壁の改修を行って、建物の長寿命化を図ったといった内容でございます。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、審議事案説明書の説明をさせていただきます。

上からまいります。入札方式は、一般競争入札の総合評価方式でございます。

工事名は、××耐震補強工事。

工事種別は、建築一式工事。

工事場所は、××地内でございます。

工事概要でございますが、先ほど申しましたように、2 棟ありまして、1 つは普通教室棟、RC 4 階建ての 4,092 平米。

工事の内容としては、耐震補強工事。具体的には、耐震ブレース 16 カ所、耐震スリット 24 カ所でございます。それから、外壁の塗装工事をやります。

あわせて、接続されている重層渡り廊下、RC 2 階建ての延べ面積 67.5 平米。

これらは外壁の塗装改修工事を一緒に行っております。

続きまして、入札参加資格のところでございますが、内容的には、地元企業の受注機会の確保を考慮しまして、地元の××事務所、隣接の××・××事務所、この 3 つの管内にある、入札参加資格者名簿の建築一式工事の格付が S または A 等級のところを条件としております。

さらに、品質の高い施工管理を求めるために、過去 20 年度以内の同種または類似工事の施工実績を条件として設定しました。

同種工事でございますが、今回の建築物の構造を踏まえまして、施工に係る部分が RC 造または S 造で、延べ面積が 1,000 平米以上の建築物に係る耐震補強工事を設定しました。

一方、類似工事は、施工に係る部分が RC 造または S 造で、延べ面積が 1,500 平米以上の建築一式工事の新築、増築または改築を設定しております。

また、技術者として、配置する監理技術者には、1 級建築士等の資格を条件として設定いたしました。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、本工事は耐震補強工事でありますので、高い施工精度が求められます。このことから、所要の技術能力と施工経験等を有する業者を選定するために、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施しました。

入札参加資格の決定の際には、応札参加者が 30 者以上になるように条件を設定しております。本件の場合、応札可能業者数は 34 者となっております。

入札参加資格の確認件数及び入札参加資格の確認結果ですが、これらはいずれも 2 者でございました。

次に、契約金額につきましては、税込みで1億2,938万4,000円となります。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。

総合評価方式でございます。

まず、上のほうからいきますが、税抜きの予定価格は1億2,130万円でございます。

総合評価の内容でございますが、上から2つ目の四角囲みのところですが、標準点が100点、そのほかに、工事成績評定、企業の施工実績等16項目、合わせまして113点満点で評価いたしました。

その結果でございますが、一番下のところ、総合評価の結果のところになります。2者ございまして、××と××になりますが、入札金額と技術評価点から求めた評価値が高いほうが、9.298の××になりますので、こちらが落札者と決定いたしました。

1ページのところに戻っていただきまして、今申しましたように、落札者は××で、予定価格が1億2,130万円、調査基準価格が1億746万円、入札金額が1億1,980万円で、落札率は98.8%となっております。

最後に、工事成績評定結果ですが、21ページのところにございますが、工事完成年月日は平成27年2月13日でございます。評定点は79.1点でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 委員

では、今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

1つは、1ページで、応札可能業者さんは34者あるけれども、結局、入札されている業者さんは2者ということで、やはりもっと欲しかったなというところもあるのですが、理由として何かございますか。

○ 説明者

我々ももうちょっと欲しかったのですが、これは平成26年度の工事ですが、その年の建築工事は平均で3者という数字だったので、今回の工事だけが特段低いというわけではないのですが、年がかわって今年度は、それよりも業者数はふえているというのが実態です。平成26年度は、民間も含めて、震災後の建築工事の需要があつて、そちらにとられて、公共工事のほうに手を挙げてくれるところが少なくともなったのかなとも考えております。

○ 委員

なるほど。それと、いわゆる技術者が不足しているといったことがある。了解しました。

○ 委員

総合評価方式でボランティアというのがあるではないですか。参考までに、企業のボランティアというのとはどんなものなのですか。

○ 説明者

道路の清掃が多いです。

○ 委員

それに社員を派遣するといったものなのですか。

○ 説明者

はい。

○ 説明者

毎年、道路の日というのがありまして、そこで一斉に、そういう清掃ボランティアをやっているのが多いです。

○ 委員

会社として自主的にやっているのと、ポイントが加算されていくという感じなのですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

0.5 ですから、結構大きい加算ですね。

○ 委員

ついでに、総合評価方式だと、これは毎回出てくる項目なのですか。

○ 説明者

出てきます。

○ 委員

やっているところとやっていないところでは、やはりあれですね。

○ 説明者

やっているところのほうが多いと思います。

○ 委員

ちなみに、××さんの優良工事の受賞というのは、何を優良工事とされてとられたのですか。

○ 説明者

これは、県の工事関係で、知事賞や土木部長賞といった表彰を毎年やっているのですが、平成 21 年度から平成 25 年度まで過去 5 年間で、そういう受賞を受けたことがあるかどうかということです。1 点満点で、2 回以上受ければ 1 点で、今回の場合、1 回でしたので、0.5 点ということです。

○ 委員

あと、特になければ、この案件はこれまでということにさせていただきます。

きょうの審議の結果を踏まえまして、今後に生かしていただければと思います。

お疲れさまでした。

○ 委員

最後の 10 番目の案件ということで、道路改良舗装工事ということで、××さんから、ご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××の××です。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

No.9、抽出区分は一般競争入札ということで説明させていただきます。

まず、資料の 1 ページが審議事案説明書でございますが、12 ページに当該箇所の位置図が添付されていますので、12 ページをごらんいただきたいと思います。

本工事は、××のバイパスの工事でございます。位置図の下側にあるのが現道で、上を通っている部分がバイパス工事で、赤色の箇所についての道路改良舗装工事でございます。詳細については、次のページ、13 ページに載っておりますが、交差点を挟んで前後の道路改良舗装工事ということで、赤い色で示させていただいております。

参考までに、14 ページに着工前と着工後の写真を添付しておりますので、それをごらんいただければと思います。

それでは、概要について説明させていただきます。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、××、道路改良舗装工事。

工事種別は、舗装工事でございます。

工事場所は、××、××地内。

工事概要でございますが、道路改良舗装工事、L=331 メートル、W=18 メートル。

内容につきましては、土工が 1,380 立米、アスファルト車道舗装工事が t=50 ミリ、2 層で 3,050 平米、同じくアスファルト歩道舗装工事が t=30 ミリで 1,750 平米、そのほか、排水構造物が w300 から 800 で、高さが 300 から 800 で、L=226 メートルとなっております。

競争参加資格でございますが、これにつきましては、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されまして、舗装工事の格付が A 等級であること、実績としましては、過去 10 年間に同種及び類似工事を竣工した実績があることとしまして、同種工事としましては、道路（街路）改良舗装工事、類似工事は道路（街路）舗装工事。

施工地域は茨城県内。

発注機関につきましては、国、地方公共団体または独立行政法人等とし、技術者につきましては、1 級土木施工管理技士の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること、としております。

そして、会社の所在地でございますが、××管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

競争参加資格設定の経緯及び理由でございますが、競争参加資格要件につきましては、××の管内の舗装 A 等級全業者が入札参加できるように設定しております。応札可能業者数は 27 者でございます。

また、ダンピング等の防止等を含めまして、最低制限価格を設定しております。

競争参加資格確認申請者数でございますが、13 人。

競争参加資格確認結果として、ありが 13 人、なしがゼロということになっています。

契約金額が 4,236 万円。

参加資格がないという者はおりませんでした。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は 11 者、2 者が辞退となっております。落札者が××。

予定価格が 4,840 万円、最低制限価格が 4,236 万円、失格者数は、11 者のうち 4 者が失

格でございます。

入札金額が4,236万円、落札率が87.52%となっております。

次のページに入札書取書が添付されておりますが、最低が4,228万円から最高4,790万円の間の入札となっております。

続きまして、3ページ、4ページ、5ページが工事内容の概要書でございます。

6、7、8ページが入札公告書。

9ページが契約内容の公表となっております。こちらは税込みで書いてありますが、予定価格が5,227万2,000円、最低制限価格が4,574万8,800円、契約年月日が平成27年3月20日、契約金額が4,574万8,800円、契約の相手方は××となっております。

続きまして、10ページ、変更契約の内容の公表でございます。

予定価格が950万4,000円、契約年月日が平成27年8月27日、契約金額が950万4,000円の増ということで、変更の理由としまして、ボックスカルバートを施工するに当たり、碎石置きかえを追加変更する。また、歩道と水田との高低差があることから、転落防止柵、L=250メートルを追加するということでございます。

続きまして、11ページが工事成績結果表でございますが、工事完成年月日が平成27年8月31日、評定点が80.9点となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 委員

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いたします。

○ 委員

変更の理由のところ、まず1点として、ボックスカルバートで碎石置換ということは、当初は、ボックスカルバートだけの設置を予定したということですか。

○ 説明者

当初は、掘った段階のところ、普通の碎石を10センチ入れて、ボックスカルバートができるということで想定していたのですが、実際、掘削したところ、下の底盤の床づけのところ、軟弱であったために、結果的には、それでは支持力がもたないということで、その下の層について、碎石で置きかえをして、基礎の安定を図ったということでございます。

○ 委員

歩道と水田の高低差というのは、設計レベルなどの変更があったのですか。

○ 説明者

当初の設計の中では、転落防止柵は見えていなかったのですが、現場に入って丁張等のかけた段階で、路面の両隣が水田であって、高低差が2メートル以上ありまして、水路等もありまして、地元の区長さんから、どうしても安全対策としてやってほしいということがありまして、当初の設計の中では見えていなかったのですが、その辺、協議させていただきまして、安全対策として追加変更しております。

○ 委員

でも、役所等で現地調査はしていますよね。現地調査をした段階では、必要ないという判断だったのですか。

○ 説明者

その辺は大丈夫であろうということで発注したのですが、地元のほうから、区長さんを通じて、そういう要望もありまして、それについては対応させていただきました。

○ 委員

もう一点、これは交差点部分のところが抜けている。ここは縦に入っている。道路との計画等のあれかなんかがあって……。

○ 説明者

その部分につきましては、実際、民地がかなり高い。平面図のほうをみていただければわかると思いますが、上側にある、法面が描いてあるほうは擁壁になっておりまして、この擁壁を積み合わせしないと、交差点のところは施工できないということで、この部分については次年度の施工ということで、これが終わり次第、供用したいと思っております。

○ 委員

わかりました。道路との交差部分によって、複合的にやらなければいけないといった意味ではないのですね。脇の擁壁の部分に関して、干渉の問題があって、ということですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかに何かございますか。

○ 委員

1ページから2ページにかけてですが、結果的に入札者11者ですね。これは非常に多くてよろしいのですが、失格もかなり出ているということがありますね。競争が非常に厳しそうなのですが、この辺の原因として、どんなことが考えられるかというのを聞かせてください。

○ 説明者

××管内につきましては、平均落札率については、平成26年度が90%、今年度、27年度の1月末段階で88%ということで、競争がかなり厳しい状況になっています。特に、この現場は××市内ということで、工事件数もかなり少ないということで、業者についても競争が厳しくなったものと考えております。この工事だけが厳しいというわけではなくて、一般的に、かなり厳しい競争にはなっております。

○ 委員

やはり、その辺の改善みたいなことを少し考えないと……。それはなかなか難しいでしょうけれども。了解しました。大変厳しい競争の中におられるなという感じがします。

○ 委員

最低制限価格と契約金額が同一なのですね。

○ 説明者

2ページを見ていただきたいと思うのですが、最低制限価格については、規定の率に従って設定しまして、それについて、ランダム係数が0.5%プラス・マイナスかかって、最

低制限価格が1万円単位で工事として出てきます。ですから、業者さんは自分で積算して、最低制限価格はこの辺だということで、あとは、プラスに出るか、マイナスに出るか、業者さんの判断ということになりまして、この表を見ていただければ、2万円とか3万円単位で全部入れてきているので、たまたまぴったりのところであったということで、前後マイナス1万円でも失格になってしまいますので、その辺は、やると、失格が出てくる形では、ぴったりになるときもことがあります。1万円単位という形になるので、どうしてもその幅でしか入れられませんから。場合によっては、くじになるときもありますし。

○ 委員

ありがとうございます。

○ 委員

ほかにご覧いませんか。

なければ、これまでということで、きょうの審議結果をよく踏まえて、また今後に生かしてください。

これで、予定しました審議は全て終わりましたので、事務局のほうにまたお願いいたします。